

1 市町村 介護保険事業計画

(1) サービス見込量の設定

市町村は国の参酌標準を基に各年度ごと、サービス種別ごとのサービス見込量(利用人数等)を設定する。

* サービス見込量は要介護者数の伸び、地域の実情等を勘案し設定

在宅サービス	24年度	25年度	26年度	施設サービス	24年度	25年度	26年度
訪問介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	特養	〇〇人	〇〇人	〇〇人
訪問看護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	老健	〇〇人	〇〇人	〇〇人
通所介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	介護療養 P	〇〇人	〇〇人	〇〇人
通所リハ	〇〇人	〇〇人	〇〇人	特定施設	〇〇人	〇〇人	〇〇人

(2) 保険料の設定

市町村はサービス見込量を基に3年間同一の保険料を設定する。

保険料(月額) =

$$\text{サービスごとの単価} \times \text{サービス見込量} \times \text{1号負担割合} \div \text{被保険者数}$$

(訪問介護・特養等) (利用人数等) P (20%) 5

2 都道府県 介護保険事業支援計画

老人保健福祉圏域(2次医療圏) 単位

(1) サービス見込量の設定

都道府県は各市町村のサービス見込量(利用人数等)を積み上げる。

在宅サービス	24年度	25年度	26年度	施設サービス	24年度	25年度	26年度
訪問介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	特養	〇〇人	〇〇人	〇〇人
訪問看護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	老健	〇〇人	〇〇人	〇〇人
通所介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	介護療養 P	〇〇人	〇〇人	〇〇人
通所リハ	〇〇人	〇〇人	〇〇人	特定施設	〇〇人	〇〇人	〇〇人

(2) 施設居住系サービスの必要入所定員の設定

都道府県はサービス見込みを積み上げたうえで、空床率等を勘案して施設・居住系サービスの必要入所定員(定員枠)を設定

施設サービス	24年度	25年度	26年度
特養	〇〇人	〇〇人	〇〇人
老健	〇〇人	〇〇人	〇〇人
介護療養 P	〇〇人	〇〇人	〇〇人
特定施設	〇〇人	〇〇人	〇〇人

(1) 地域密着型サービス見込量の設定

各市町村は地域密着型サービスの見込量(利用人数)を設定

在宅サービス	24年度	25年度	26年度	施設サービス	24年度	25年度	26年度
夜間対応型訪問介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	地域密着型特養	〇〇人	〇〇人	〇〇人
小規模多機能型居宅介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	地域密着型特定	〇〇人	〇〇人	〇〇人
認知症対応型通所介護	〇〇人	〇〇人	〇〇人	グループホーム	〇〇人	〇〇人	〇〇人

(2) 地域密着型サービス見込量の必要利用定員の設定

市町村は、空床率等を勘案して、地域密着型サービス必要利用定員(定員枠)を設定

施設サービス	24年度	25年度	26年度
地域密着型特養	〇〇人	〇〇人	〇〇人
地域密着型特定	〇〇人	〇〇人	〇〇人
グループホーム	〇〇人	〇〇人	〇〇人

(3) 指定の仕組み

必要入所定員が設定された施設・居住系サービスについて

- 前年度までに指定した数と指定する年度の必要入所定員数の差が新規に指定できる枠となる。
- 都道府県が設定した必要入所定員を超える場合は、都道府県は施設(事業者)からの指定申請を拒否できる。

